

令和3年

第5回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和3年第5回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和3年3月15日 月曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後2時30分

5 出席者 教育長 安田 浩幸

委員 岩佐 信宏

伊藤佐知子

大塚和歌子

伊勢 昌弘

吉村 昌之

6 説明のための出席者

教育次長 小西 弘紀

教育次長 石川 政昭

総務課長 片村 有希

義務教育課長 中山 恭幸

高校教育課長 伊藤 雅和

特別支援教育課長 新井 敏彦

生涯学習課長 瀧澤 徳彦

7 会議に付した事項

議案第8号 教育庁等職員の任免について

議案第9号 秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則案について

議案第10号 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について

議案第11号 秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について

8 可決した事項

議案第8号 教育庁等職員の任免について

議案第9号 秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則案について

議案第10号 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について

議案第11号 秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について

9 報告事項

- ・令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- ・令和4年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について

10 会議の要旨

【安田教育長】

ただいまから、令和3年第5回教育委員会会議を開催いたします。
本日の議事録署名員は、3番大塚委員と4番伊勢委員にお願いします。

【安田教育長】

審議に入る前に、議事の進行についてですが、議案第8号「教育庁等職員の任免について」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、そのように進行いたします。

はじめに、議案第9号「秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則案について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第9号「秋田県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・行政運営の効率化を推進するための押印方式の見直しに伴い、押印方式による手続を求める様式等を改める他、所要の規定の整理を行うものである。
- ・施行期日は、令和3年4月1日である。

【安田教育長】

議案第9号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

官民を挙げて全国的に押印廃止の流れが進んでいます。押さなくてよいもの、押さなくてはいけないものがありますが、やはり責任を伴うということが一番大事なことだと思います。今まで押印していたもので、4月1日から押印しなくても良いということになったが、押印して出してしまったものに関しては、それはもう通らないということでしょうか。

【総務課長】

押印がなくても良いということですので、押印があるから通らないということはないと思います。

【吉村委員】

前の様式の書類をそのまま使っている所も多いと思いますので、移行期間が必要だと思います。そのことについて確認したくての質問でした。

【伊藤委員】

これまで押印が必要な書類は、全県にあったと思いますが、そうした場合、郵送で教育庁に送って、押印してまた戻すことになるのでしょうか。それとも、公印がいくつかあって、各教育事務所で押印して、地元で返却するというのでしょうか。遠いところからの書類もあると思うのですが。

【総務課長】

申請者が押印する場合の省略の話でしょうか、それとも公印の省略の話でしょうか。

【伊藤委員】

公印の方です。

【小西教育次長】

知事印ですと、地域振興局にも公印がありますので、決裁区分に応じて地域振興局が押すこともあります。教育庁の場合、教育事務所で専決のものがあるかどうかだと思います。

【石川教育次長】

教育委員会の方は基本的には、教育庁で必要書類をいただいて、正規の教育長印で押印します。今専決処分の話がありましたが、教育事務所に専決があるものについては、教育事務所で押印して発出することもごくまれにありました。

【伊藤委員】

そうすると、公印はいくつかあるということですか。

【総務課長】

はい。登録してあります。

【岩佐委員】

私は横手市役所に書類を出すために、メールでやりとりをしていて、書類をメールに添付して送付しましたが、横手市役所から、この書類だけは押印して郵送で送ってくださいと言われた書類があり、押印したものを郵送しました。押印しなくても良い書類というものは、オンライン化を前提としているものなのでしょうか。

【総務課長】

電子決裁などのシステムを利用することまでは今回の場合では考えておりませんが、メールの

やりとりについては、対応していきたいということでもあります。

【安田教育長】

庁内のやりとりはメールがほとんどになってくるのではないかと思います。

【伊藤委員】

そうになると、今は電子印鑑というものもありますが、そういったものにも対応できるのでしょうか。例えば押印が必要な書類について、電子印鑑も認められるということですか。

【小西教育次長】

その辺りは決裁システムの構築の仕方によって変わってくると思いますので、まだそこまでは現時点で検討できていないのではないかと思います。

【総務課長】

このことについては、知事部局から検討中との回答がありました。

【安田教育長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第9号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第9号を原案どおり可決します。

次に、議案第10号「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第10号「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・学校における読書活動についての指導及び助言を行うため、読書活動指導監を置く必要がある。
- ・主な改正内容としては、読書活動の指導及び助言を行う対象をすべての学校に拡大することとし、読書活動指導監を新たに置き、この職の職務を規定するものである。

・施行期日は、令和3年4月1日である。

【安田教育長】

議案第10号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

読書活動指導監には特別な資格が必要でしょうか。

【生涯学習課長】

特別な資格等は必要ございません。学校現場などで例えば司書教諭として、読書推進を広めてきた方、または指導主事の経験がある方、教頭など管理職経験者や、それと同等の指導力を持った方を想定しております。

【安田教育長】

特別な資格は必要ないということですね。

【伊藤委員】

そうすれば、目下の所、読書活動指導監は県内で何人くらい選出されるのでしょうか。

【生涯学習課長】

生涯学習課で1名を予定しております。

【吉村委員】

いわゆる全ての学校におけるということで、範囲が広がったわけですが、逆にそれだけ求められているものが多いということだと思います。それも含めて1名ということでしょうか。枠を広げるのであれば、人数が増えても良いのではないかと思います。

【生涯学習課長】

読書推進班に担当を2名予定しています。1名は県立図書館等で司書としての勤務経験がある方、もう1名は指導監として教員を予定しております。これまでも指導主事として年間で15～20回ほど学校訪問指導を行ってきました。特別支援学校や私立学校等を含め、年間20～30回ほどの訪問指導を想定しています。2名で業務を遂行できるものと考えております。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第10号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第10号を原案どおり可決します。

次に、議案第11号「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第11号「秋田県教育委員会に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則案について」説明概要

- ・秋田県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものである。
- ・主な改正内容としては、高等学校又は中等教育学校後期課程の専攻科に在学する生徒に対する授業料にかかる支援金の支給事務にマイナンバーカードの使用を認めるものである。
- ・施行期日は、令和3年4月1日である。

【安田教育長】

議案第11号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【安田教育長】

専攻科ということですね。

【高校教育課長】

はい。専攻科でございます。

【伊藤委員】

専攻科の学生はもう高校生ではなく、社会に出ている形の生徒ですので、マイナンバーカードを適用させようという考えだと思いますが、高校生と湯沢翔北高校の専攻科の生徒の区別に基準などはありますか。

【高校教育課長】

高校では、国の法律ですでにマイナンバーカードを利用できることになっていますが、高等学校の専攻科については、これまでそういった決まりがありませんでした。今回その決まりができ

ましたので、それに対応するための規則となります。

【安田教育長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、表決を採ります。

議案第11号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

それでは、議案第11号を原案どおり可決します。

次に、報告事項の「令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「令和3年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について」説明概要

- ・ 2月26日現在の公立全日制、定時制高校及び私立高校の就職内定状況をまとめたもの。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消は現時点で発生していない。ただ、県内企業で入社時期を2箇月ほど遅らせる企業がある。
- ・ 未内定者ができる限り少なくなるよう、引き続き、ハローワーク等と連携しながら未内定者への支援を行っていく。
- ・ 1箇月前に大塚委員から今年は能代市内で地元就職する割合が高いとの話があったが、調べたところ、能代市のハローワークで能代管内に就職している高校生のデータを集めており、3月2日の時点で管内就職率が54.4%で、前年より11.7ポイントの増であった。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【大塚委員】

県内の求人率もそれほど減らずに枠もあって、県内就職希望者もいて、前年同期比で4.9ポイントも上がっています。4月からどうするのかと患者さんに聞くと、市内や県内にいるよと言う子どもの声が多く、保護者も安心しているようで、今までにない反応でした。コロナ禍だからこそ秋田県に残ったということもあるのかなと思います。若い人が残ってくれて、地域がまた活性化されれば、企業としても良いのではないかと思います。

【高校教育課長】

声をかけていただき、ありがとうございます。今後も励ましてやっていただければと思います。

【大塚委員】

補足ですが、幼稚園から診ている患者さんが高校卒業になり、いつもなら県外に行ってしまうお子さんも多いので、3月はさよならの季節なんです。でも今年は、県外や市内に残る生徒さんも多く、また夏に来ますと言って行かれる方が多いように感じていて、嬉しく思っています。

【吉村委員】

多くの生徒が地元就職することができて、非常に良かったなと思います。ただ、自分が希望した職種だったのか心配です。途中で変更しなければならなかった可能性もあります。今後の離職率も気になりますし、来年度の就職が更に厳しくなるのではないかと心配です。就職できたことは良かったですが、その後も見ていかなければならないと思います。

【高校教育課長】

おっしゃるとおりだと思います。今年に限ったことではありませんが、就職した後に、自分のやりがいを見つけて、頑張っていけると思います。就職支援員や職場定着支援員もおりますので、継続的に声かけをしていくように努めたいと思います。私も直接生徒の声を聞いたわけではありませんが、学校から聞くところによると、今回職種が希望と違うものにしなければならなかったということは特にはないと思います。求人票から自分に合うものを選んだものと思います。頑張っていることを期待しています。

【安田教育長】

他になければ、次に報告事項二つ目「令和4年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」、特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

報告事項「令和4年度秋田県立特別支援学校入学者選考に係る日程等について」説明概要

- ・特別支援学校の入学者選考日及び合格発表日について説明。
- ・栗田支援学校高等部総合サービス科は、県内に1校のみの、知的障害の生徒のための職業学科である。そのため、独自に選考日を設定し、不合格者が出た場合には知的障害特別支援学校高等部普通科を受検することができるよう配慮している。
- ・募集人員等については、令和3年9月中旬に公告する予定である。

【安田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【安田教育長】

特になければ報告事項は以上ですが、他に何かございませんか。

【安田教育長】

ないようですので、この後は秘密会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【安田教育長】

異議がございませんので、秋田県教育委員会会議規則第26条により秘密会とします。
傍聴者の方は、退室願います。

※秘密会のまま終了